

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………(同)……………一
- 都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)……………一
- 都道の供用開始(二件)……………(同)……………四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)……………六
- 国土調査の成果の認証(五件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………六
- 開発行為に関する工事完了(三件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

### 告示

●東京都告示第七百五十五号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十六年五月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地方内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋本石町四丁目四番二十号

#### 五 変更の内容

事務所の所在地を中央区日本橋室町一丁目八番三号に変更する。

#### 六 定款の変更の認可の年月日

平成二十九年四月十九日

●東京都告示第七百五十六号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条

第一項の規定に基づき八重洲二丁目北地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

八重洲二丁目北地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十九年四月十九日から平成三十五年八月三十一日まで

#### 三 施行地区

中央区八重洲二丁目地内

#### 四 事務所の所在地

中央区八重洲二丁目二番一号

#### 五 設立認可の年月日

平成二十九年四月十九日

#### 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

#### 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十九年五月十八日

●東京都告示第七百五十七号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十九年四月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

別図

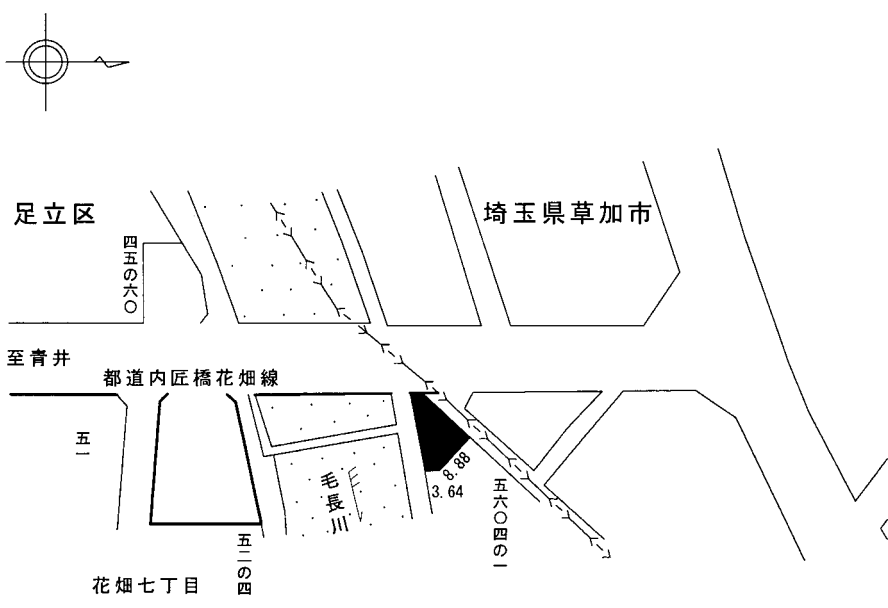
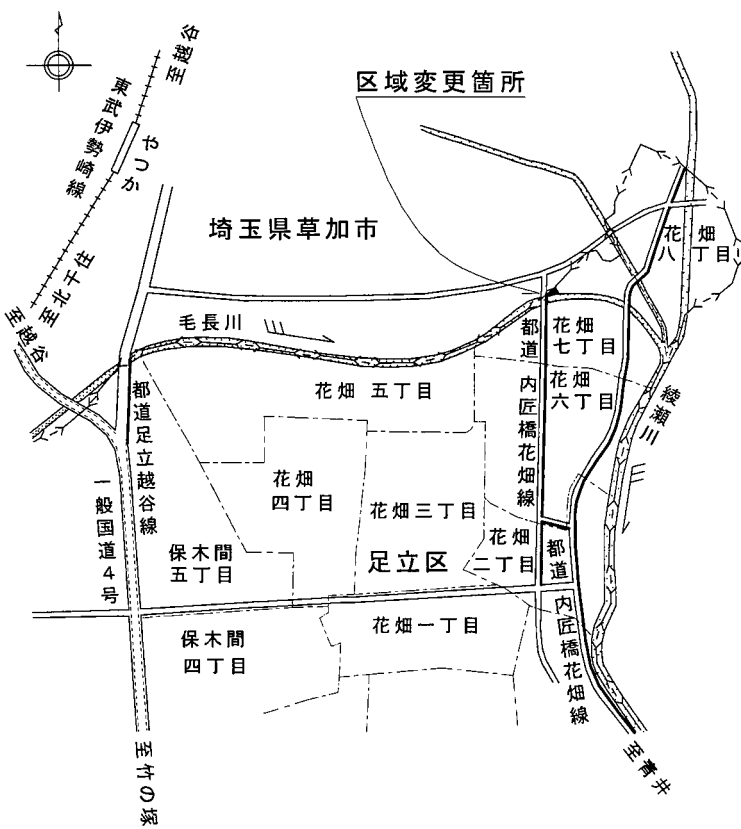
都道内匠橋花畑線区域変更略図  
足立区花畑七丁目地内

平成二十九年四月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 内匠橋花畑
- 二 変更の区間 足立区花畑七丁目五千六百四番一地先

三 変更の概要 別図表示のとおり



別図

都道八王子町田線区域変更略図

町田市相原町字川島地内

●東京都告示第七百五十八号

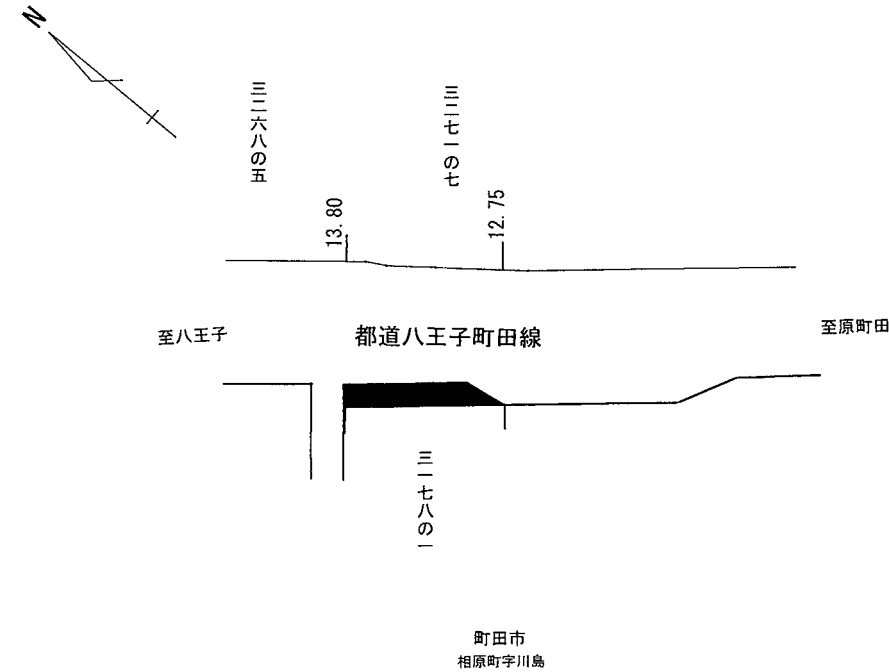
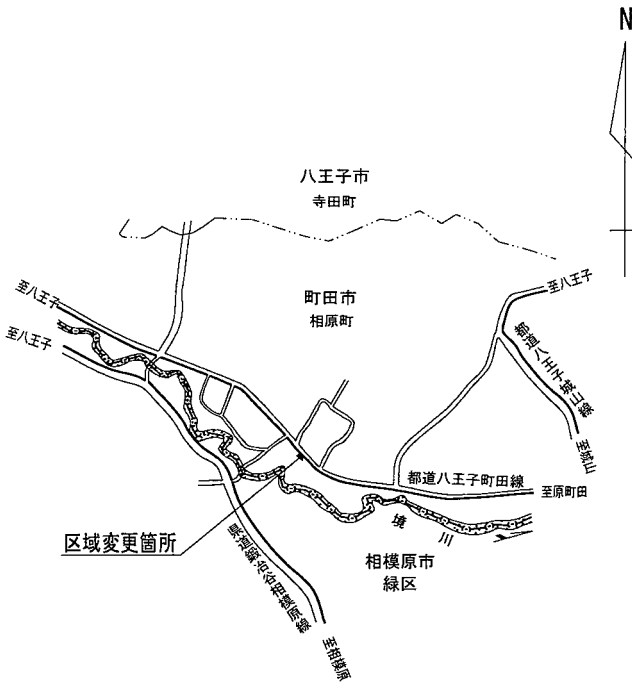
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十九年四月十九日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年四月十九日  
東京都知事 小池百合子

二 変更の区間  
町田市相原町字川島三千百七十八番一地  
先  
三 変更の概要  
別図表示のとおり



延長 一五・七三メートル  
面積 二九・一七平方メートル



●東京都告示第七百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

東京都知事 小池百合子

一路線名 八王子町田

二 供用開始の区間 町田市相原町字川島三千百七十八番一地先

三 供用開始の期日 平成二十九年四月十九日

●東京都告示第七百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

東京都知事 小池百合子

一路線名 王子千住夢の島

二 供用開始の区間 墨田区八広一丁目一番地先から同所五番二地先まで

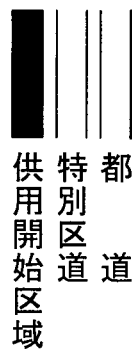
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成二十九年四月十九日

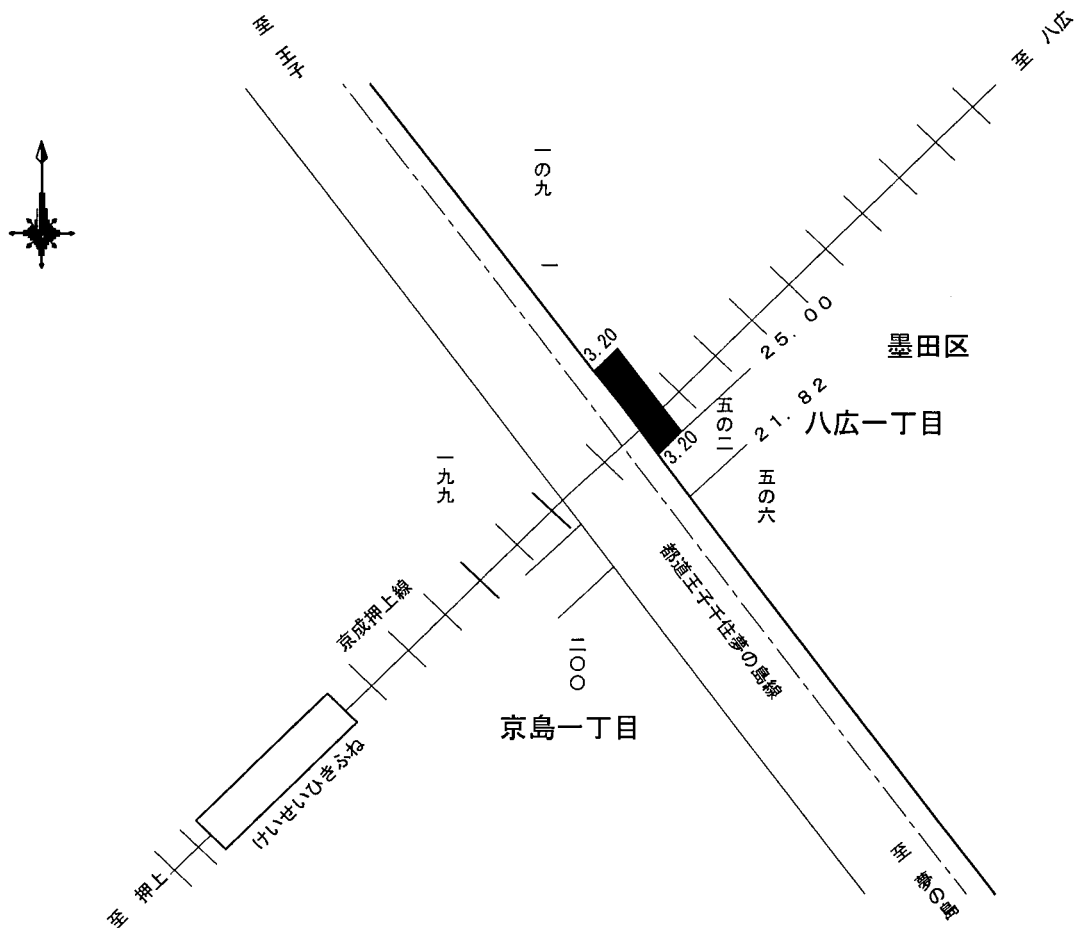
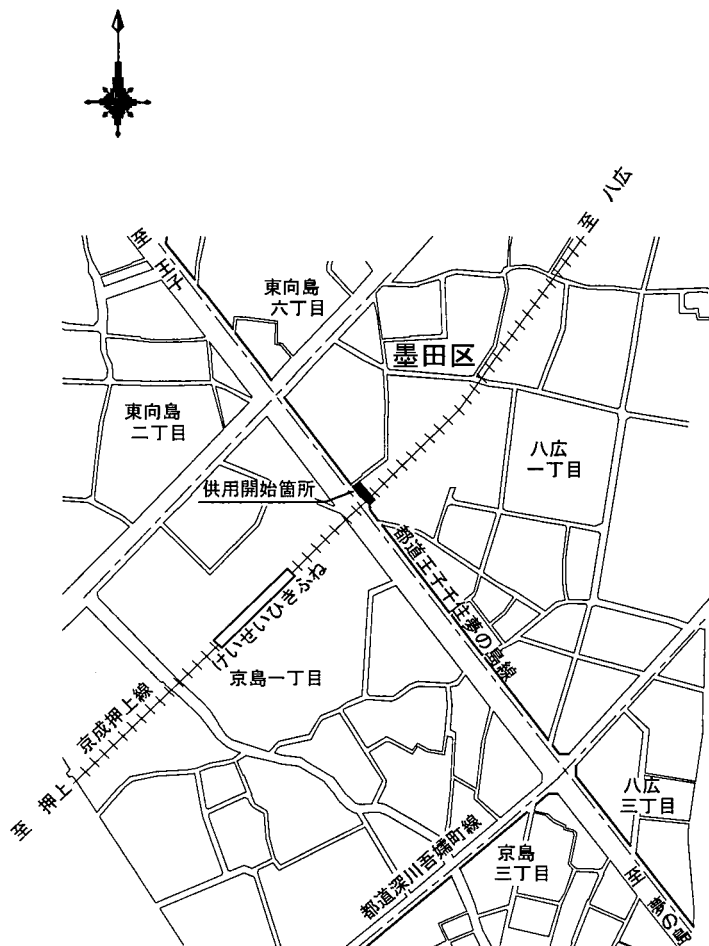
別図

都道王子千住夢の島線供用開始略図

墨田区八広一丁目地内



延長 二六・六六メートル  
面積 八三・七〇平方メートル



公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十九年四月十九日

氏名又は氏名 代表者の主たる事務所又は事業所の所在地 取消年月日
田中石油 田中 啓介 世田谷区給田四丁目一番十号 平成二十九年二月二十八日

国土調査の成果の認証について

北区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十九日

- 一 調査を行った者 北区
二 調査を行った期 平成二十五年十二月
三 成果の名称 北区(赤羽西一丁目・四丁目の各一部)の地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地 北区赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目の各一部

五 認証年月日 平成二十九年四月十日

国土調査の成果の認証について

北区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十九日

- 一 調査を行った者 北区
二 調査を行った期 平成二十年九月から平成二十一年三月まで
三 成果の名称 北区(西ヶ原四丁目の一部)の地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地 北区西ヶ原四丁目の一部
五 認証年月日 平成二十九年四月十日

国土調査の成果の認証について

北区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十九日

- 一 調査を行った者 北区
二 調査を行った期 平成二十一年九月から平成二十二年三月まで

三 成果の名称 北区(西ヶ原四丁目の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 北区西ヶ原四丁目の一部

五 認証年月日 平成二十九年四月十日

国土調査の成果の認証について

武蔵村山市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十九日

- 一 調査を行った者 武蔵村山市
二 調査を行った期 平成二十七年八月から平成二十八年二月まで
三 成果の名称 武蔵村山市(中原三丁目及び岸一丁目の一部)の地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地 武蔵村山市中原三丁目及び岸一丁目の一部
五 認証年月日 平成二十九年四月十日

国土調査の成果の認証について

青梅市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 調査を行った者 青梅市の名称

二 調査を行った期間 平成二十六年十月から同年十二月まで

三 成果の名称 青梅市(野上町二丁目地内外)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 青梅市野上町二丁目地内外

五 認証年月日 平成二十九年四月十日

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十九日  
東京都多摩建築指導事務所長  
金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

青梅市成木一丁目四百三十六番五から同番九まで、四百三十七番四、四百四十七番一の一部、同番二、四百四十九番、四百五十番一、同番二、四百五十一番一、同番二、四百五十二番一、同番二、四百五十三番一、同番二、四百五十四番一から同番四まで、同番八、四百五十七番一、同番三、四百八十一番二、四百八十二番一の一部、四百八十三番、四百八十四番一及び四百八十四番三

許可を受けた者の住所及び氏名  
金子博  
医療法人財団良心会 理事長 小林 暉佳

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十九日  
東京都多摩建築指導事務所長  
金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

青梅市畑中三丁目六百九十九番一、同番一地先、同番二、七百番、七百一番四から同番六まで及び七百二番三

許可を受けた者の住所及び氏名  
金子博  
株式会社濱中技建 代表取締役 濱中 良一

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十九日  
東京都多摩建築指導事務所長  
金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東村山市美住町二丁目二十五番三から同番五まで及び同番十八

許可を受けた者の住所及び氏名  
金子博  
株式会社鈴建 代表取締役 鈴木 忠雄

多摩市豊ヶ丘一丁目三十五番七及び同番八  
神奈川県横浜市青葉区新石川二丁目四番地十二  
さくら地所株式会社  
代表取締役 大須賀幹雄

多摩市大字東寺方字五号六百一番一、同番二、同番五及び同番十一  
杉並区西荻北二丁目一番十  
株式会社三栄建築設計  
代表取締役 小池 信三

西東京市ひばりが丘三丁目千六百十六番四十七の一部  
小金井市緑町二丁目一番三十四号  
大和ハウス工業株式会社  
支配人 坂井 淳一

清瀬市野塩四丁目百五番一、同番一地先及び百六番一  
文京区後楽一丁目四番十四号後楽森ビル十二階  
株式会社松家不動産  
代表取締役 宗像 傳

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年四月十九日

一 店舗名 東京都知事 小池 百合子  
秋本産業ビル

二 店舗所在地 武蔵野市境南町二丁目二番二十号

三 設置者名  
秋本産業株式会社

四 設置者住所  
武蔵野市境南町二丁目十番二十四号二〇五

五 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか五名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか四名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか一名

八 変更前の小売業者の代表者名  
亀井 淳(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名  
三枝 富博(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十 変更日  
平成二十九年三月一日ほか

十一 届出日  
平成二十九年三月三十日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間  
平成二十九年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001

